

業務説明資料

展示園（園芸文化）に関する設計・運営・協賛獲得等支援業務委託

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は、「展示園（園芸文化）に関する設計・運営・協賛獲得等支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、業務においては、法令、例規等関連法規を遵守するとともに、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の各種契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

展示園（園芸文化）に関する設計・運営・協賛獲得等支援業務委託

(4) 履行期限

契約の日から 2025 年 3 月 28 日（金）（2024 年度）

＜2024 年度の業務スケジュール（予定）＞

現時点での想定であり、今後変更する可能性がある。

2024 年 5 月頃 契約締結・業務開始

2024 年 9 月頃 展示詳細設計（案）作成・全体概算費用（第 1 回）の提示、展示園基盤設計における業務内容の提出、展示植物調達・管理計画の提出

2024 年 12 月頃 運営基本計画（案）・協賛獲得計画（案）作成・全体概算費用（第 2 回）の提示

2025 年 3 月 業務完了

(5) 履行場所

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会事務所ほか

神奈川県横浜市中区住吉町 1 丁目 13 番地松村ビル本館 3 階

2 業務の趣旨・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしや地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027 年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019 年 9 月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。2022 年 11 月には、博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。2027 年 3 月の開催に向けて、本博覧会の展示設計を具体化させていく必要がある。

展示園（園芸文化）は主催者により、日本ゾーンのコンセプトを具現化した展示を行う場所である。魅力のある展示を行うことにより、大きな集客力・出展企業への訴求力を持つことが求められる。

本業務は、国際園芸博覧会を開催するにあたり、2023 度に策定した基本設計等を踏まえ、展示園

（園芸文化）における、展示の詳細設計業務、運営基本計画策定支援業務、協賛獲得支援業務を行うことを目的とする。

3 園芸文化館 1 及び 2、日本建築の建築概要

園芸文化館 1 の建築は、建築躯体、屋根外装等（スケルトン）を横浜市において整備し、本博覧会時に使用する展示、建築内装設備（インフィル）及び展示計画に必要となる建築外構を協会において整備する。同建築は、日本建築の伝統的構法である「枯木」が組み込まれた特徴的な内部空間を備える予定である。本業務においては、同建築の特性を活かしながら、展示物の制作・設置について計画する。

また、同施設には、日本建築（神奈川県指定重要文化財）が併設される予定である。本業務においては、横浜市と日本建築の使い方を協議の上、一体的、効果的に活用する展示計画を検討する。

さらに、主園路北側に仮設建築物による園芸文化館 2 を設置し、無窓空間を活用した映像展示を検討する。

○建築概要

・園芸文化館 1

構造・規模 : 木造一部鉄骨造 地上一階地下無し 約 1,500m²

竣工予定 : R 8 年度

・日本建築

構造・規模 : 木造 地上一階地下無し 約 300 m²

竣工予定 : R 8 年度

・園芸文化館 2

構造・規模 : 鉄骨造 地上一階地下無し 約 500 m² + 約 300 m² の 2 棟

竣工年度 : R 8 年度

4 業務内容

(1) 詳細設計

本業務では、展示基本設計及び展示園基盤整備実施設計の成果および、隣接する政府苑の検討内容を踏まえ、展示計画の策定支援、展示設計、展示園基盤設計、映像コンテンツの検討、植栽展示・調達計画の策定支援、経費の算出、レガシー及び廃棄物削減の検討を行うこととする。また、詳細設計に必要となる情報収集・調査を行う。なお、展示テーマ及び面積は現時点の検討状況であるため、今後変更することもある。

① 展示計画の策定支援

展示計画の策定支援は、空間構成、展示内容（植物展示を含む）、演出方法、設備等を検討し、展示計画図を作成する。

② 展示設計

展示設計は、材料及び工法等の選定、展示概要書、展示工事（製作、設置、整備、撤去等）発注図面の作成、施工計画の作成、概算費用算出、コスト縮減方法の提案などを行い、展示工事発注に必要となる設計図書の作成を行う。また、展示レイアウト、造作、植栽、映像音響設

備、演出照明、什器・備品等を検討するとともに、展示園のイメージパースを作成する。

(検討対象)

下記の面積は現時点の状況であり、今後変更することもある。詳細は別添図を参照することとする。

- ・展示園1「展示テーマ：園芸文化」…………… 約 3,000 m²
- ・展示園2「展示テーマ：花屋敷」…………… 約 3,000 m²
- ・展示園3「展示テーマ：伝統園芸」…………… 約 4,000 m²
- ・展示園4「展示テーマ：植物交流」…全体面積約 12,000 m²のうち展示面積約 2,000 m²
- ・樹木園（品種見本園）…………… 約 200 m²× 2 か所

関係機関との協議により委託者が検討する箇所が増加する場合には、上記検討対象の面積を参考に設計変更の協議を行うこととする。

展示園1～4については、基本設計において一連のストーリー展開を検討しており、個別の管理技術者を配置する場合は相互の関連性を意識した内容を検討すること。展示植物については、展示園とは別に全体で1名以上の管理技術者を配置すること。ただし、やむを得ない場合は、管理技術者の兼務について監督員と協議することができる。

③ 展示園基盤実施設計

展示園基盤実施設計は、過年度における成果を踏まえて、与条件の確認及び調査、実施設計の検討、実施設計図の作成、実施設計説明書の作成、発注図書作成のための資料作成、工事発注図書の作成、会場整備費の試算・整備スケジュールの作成及び施工計画の作成を示す。各項目の詳細については、別紙を参照することとする。

④ 映像コンテンツの検討

展示園のうち「伝統園芸」では、映像コンテンツの活用を想定している。映像コンテンツの検討は、シナリオ、素材、素材の収集方法、演出等を検討する。また、映像制作に関する博覧会開催までのスケジュールを作成する。なお、映像を上映する設備の詳細を示すとともに、民間企業の協賛の対象とする機器を提案するものとする。

⑤ 展示植物調達・管理計画の策定支援

展示植物調達・管理計画の策定支援は、展示植物についての調達リスト、調達スケジュール及び調達体制案の作成、展示植物の管理計画の策定を行う。また、調達パートナーから調達できない希少な植物の調達に関しては、協会が個人及び関係団体（以下、個人等とする。）と調整を行う際に、受託者は協議資料作成に加え、個人等からの展示演出、維持管理方法、運搬等に関する要望事項の取りまとめを行うこととする。なお、受託者は、希少な展示植物の調達及び管理について、協会が指定する者を配置し、検討を行うこととする。

⑥ 経費の算出

経費の算出は、映像コンテンツ制作、展示工事、撤去工事等、必要な経費を算出する。諸経費については、提案書作成要領の「2 業務の内容」のとおりとする。なお、協会事業費の縮減に向け、協賛、VIK、出展等を取り入れる展示内容、演出、設備を設定することとする。

※ただし、展示園基盤工事にかかる経費の算出については別紙のとおりとする。

⑦ レガシー及び廃棄物削減の検討

展示物及び建築内装・設備は、リース品の活用を前提に設計する。活用が困難な部位等については、リサイクル対応可能な資材の使用、たい肥化による活用など、廃棄物を出さない方策を検討する。また、植物廃棄については、廃棄量と廃棄時期について推計しておくこととする。なお、レガシーとして引き継ぐ財産については関係法令に従って適正な引継ぎ先を整理し、その手法を検討すること。

(2) 運営計画の策定支援

ア 運営計画の考え方

① 基本的な考え方

来館者の安全安心を確保するとともに、快適に鑑賞できる環境を作り、円滑な展示園の運営を図る。

② 計画策定に当たり特に重視する視点

来館する全ての人々に向けて、施設面ではユニバーサルデザインの徹底を図るとともに、運営面でも乳幼児、高齢者、妊婦の方、障がいがある方、外国の方々など「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方に則って、適切な配慮を行う。

③ スタッフ計画

運営スタッフは、入場整理、館内誘導、警備、清掃等展示園全体の運営に係るスタッフが適切な役割分担のもと協働し、来館者に対しシームレスなサービスを提供する。また、関係団体からの協力や市民によるボランティアなど、幅広い主体が参画できる運営方法を検討する。

④ リスク対応方針

全ての来館者・参加者・関係者の安全安心を確保するための施設管理方針を策定し、機材やテクノロジーなどを活用した実効性の高い警備・衛生計画等の検討を行う。また、防火・防災・防犯のために必要な運営与件の整理を行い、建築計画と連動する。地震、津波、豪雨、暴風などの自然災害や火災・事故・事件・傷病者の発生などの緊急時対策、感染症に関する対策やリスクヘッジ方法なども併せて検討する。

イ 業務内容

具体的な業務は、以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議及び調整することとする。

① 運営計画の策定支援

運営計画の策定支援は、全体概要の作成、施設管理計画、運営・サービス計画、警備計画、清掃計画等の策定支援を行う。

② 植栽維持管理計画の策定支援

植栽維持管理計画の策定は、補植、植替え、除草、花柄摘み、灌水、施肥、芝生管理、病害虫対応等の計画策定を行う。また、必要に応じて、自動灌水装置の設置による灌水作業費用の縮減について検討を行うこととする。

③ 運営費用の算出

運営費用の算出は、運営スタッフ人件費、警備費、清掃費、光熱水費、備品・消耗品費、ユニフォーム、事前研修費等の算出を行う。

(3) 協賛獲得支援

協賛獲得支援は、以下の内容を取りまとめることとし、協賛を獲得する企業の候補を示すとともに各企業に提案する資料作成を行うこととする。

- ① 協賛金及び協賛物品の獲得に関すること
- ② 協賛企業、個人協賛の調整及び進行管理に関すること
- ③ 協賛企業、個人協賛者の対応に関すること
- ④ 協賛企業、個人協賛者によるメディア（新聞等）を使用した機運醸成企画に関すること

5 発注者への報告及び関係者との連絡・調整

(1) 業務の分析・評価の実施等

本業務や今後の発注者の対応に活用するため、本業務の実施において判明した課題やニーズ等について調査・分析し、随時業務に反映させるとともに発注者へ報告することとする。

(2) 関係者との連絡・調整

本業務の実施に当たっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めることとする。また、本業務に必要な関係者との調整を行い、建築計画と連動して進めることとする。

(3) その他

提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行することとする。
別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席することとする。

6 成果品

(1) 成果品

ア	展示設計書、展示設計説明書、展示設計図面	各3部
イ	植栽基盤設計書、植栽基盤設計図面、植栽基盤数量計算書	各3部
ウ	展示植物調達・管理計画書	各3部
エ	運営基本計画（案）（概要版、詳細版）	各3部
オ	展示制作・設置工事費概算書、運営費概算書	各3部
カ	協賛獲得支援に関する報告書	各3部
キ	上記ア～カに係る電子データ一式（PDFデータ、CADデータ及び編集可能な元データ）	

(2) 納品期限

協議の上、別途定める。

(3) 成果品に関する留意事項

ア 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。な

お、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。

- イ 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で利用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7 委託業務の一般原則等

- (1) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけることとする。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、価値、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属する。
- (4) 本業務の受託期間終了後は、発注者及び発注者が指定する他の事業者へ、本業務により獲得した人脈、ネットワーク、植物調達に係る関係者との調整事項、権利関係等本業務の一切について、円滑に引き継ぎを実施するものとする。
- (5) 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従うものとする。
- (6) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を順守することとする。[\(https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/\)](https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/)
- (7) 協会が作成する統合データに協力すること(協会が定める「データ作成要領及び設計検証要領(案)」に従う)。なお、データ作成要領及び設計検証要領(案)が変更となった場合は、新要領に基づくこととし、別途委託者と協議することとする。

8 委託業務の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後 5 年間保存することとする。

9 委託業務の実施状況の報告

受託者は、業務終了時に業務全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告することとする。また、発注者は、必要に応じて業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、受託者は、これに協力するものとする。

10 本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託業務を実施するに当たり、本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行することとする。



図1 展示園1～3 配置図



図2 展示園4 配置図

展示園基盤実施設計の補足内容

展示園基盤実施設計の各項目の詳細は、以下に示すとおりとする。

1 与条件の確認及び調査

与条件の確認及び調査は、以下のアからエまでを示す。

- ア 与条件や基本設計の把握と整理
- イ 適用設計条件や設計基準の確認
- ウ 関連機関との調整内容の確認
- エ 設計対象地を中心に現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)

2 実施設計の検討

実施設計の検討は、以下のアからキまでを示す。

- ア 基本設計内容の整合性確認
- イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ウ 安全性・機能性に関する検討と設定
- エ 施工性・市場性に関する検討と設定
- オ 維持管理性に関する検討と設定
- カ 目標工事費との調整（見積り書等の入手含）
- キ 全体施設配置図の作成（別途委託で検討の建築配置等を反映）

3 実施設計図の作成

実施設計図の作成は、以下のアからケまでを示す。

- ア 実施設計平面図の作成
- イ 割付平面図の作成
- ウ 造成平面図の作成
- エ 施設平面図の作成（サービス施設（サイン等）、管理施設、修景施設等）
- オ 植栽平面図の作成
- カ 供給処理設備（給水・排水・電気・ガス・通信等）平面図の作成
- キ 撤去平面図の作成（必要に応じて、本設計で設置した仮設物の撤去平面図を含む）
- ク 造成断面図、排水縦断図等の作成
- ケ 各種施設の構造図の作成

※オ及びカについてはグリーンインフラや ICT 等に関する施設も含む

※CAD のレイヤ設定等については監督員との協議に基づくものとする

※植栽平面図については会期中の植え替えのものも含む（3～4 枚程度）各場所に概ねの使用植物、株数が分かるように表記

4 実施設計説明書の作成

実施設計説明書の作成は、検討資料について取りまとめを行い、報告書を作成することとする。

5 発注図書作成のための資料作成

発注図書作成のための資料作成は、「数量総括表」、「数量計算書」、「作業土工集計表」、「残土量集計表」等の作成を行う。図面及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する構造物の構造計算、設備等の容量計算等を行う場合は、監督員に計算方法の承諾を得てから行う。なお、資料作成は全工事分を対象とし、詳細は監督員との協議による。

※上記作成においては、下記の各種基準等に準ずることとし、その他は監督員と協議の上、その他関連要綱・各種基準等に準ずることとする。

・令和5年度版 国土交通省土木工事積算基準

6 工事発注図書の作成

工事発注図書の作成は、工事発注に必要となる資料作成や積算作業等を実施することとし、単価設定に関しては、市場単価、見積り等による単価に基づくこととする。また、発注者の指定する工区ごとに工事発注図書を作成する。なお、工事発注図書の作成は当初工事発注分のみを対象とし、詳細は監督員との協議によることとし、発注図書作成の時期については、監督員と協議の上、提出することとする。

ア 積算資料作成

受託者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。工事施工のための工程計画及び仮設計画、特記仕様書（入札説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

イ 積算システムへの積算データ入力及び設計書の作成

① 受託者は、標準積算基準書等及び前項の結果を基に、積算システムへの積算データ入力を行い、設計書を作成するものとする。また、設計書は確認チェックを行うものとする。

② 受託者は標準積算基準書等に掲載のない基準の使用については、監督員と協議するものとする。

③ 使用する積算システムについては、監督員と協議の上、決定することとする。

ウ 設計書の照査

イで作成した設計書について、発注者から提供されるチェックリストに基づき照査を行うこと。

7 展示園基盤整備費の試算・整備スケジュールの作成

展示園基盤整備費の試算・整備スケジュールの作成は、以下のアからイまでを示す。

ア 展示園基盤整備費試算

工事費、維持管理、解体撤去費、設計費など展示園基盤整備費の試算を行う。試算にあたっては、区画整理や公園整備等の関連事業を踏まえつつ、極力コストの縮減が図られるよう施設の多機能複合化、コンパクト化、簡素化等の提案を盛り込みながら検討を行う。

イ 整備スケジュール

設計から工事、博覧会開催、解体撤去までの展示園基盤整備スケジュールを作成する。また、検討にあたっては先行する土地区画整理事業、公園事業との整合性に配慮した計画とする。別途、協会が検討するその他の計画と連携しながら、詳細な整備スケジュールの検討を行う。

8 施工計画の作成

施工計画の作成は、関連図書に記載する工事方法、工程表、車両走行ルート、運行台数、工事時間帯及び工事中の環境・安全対策、その他必要事項等について検討を行う。なお、手続きで必要になった際は、検討結果を協会側に提出する。また、協会整備課の検討内容を踏まえ、連携することとする。